

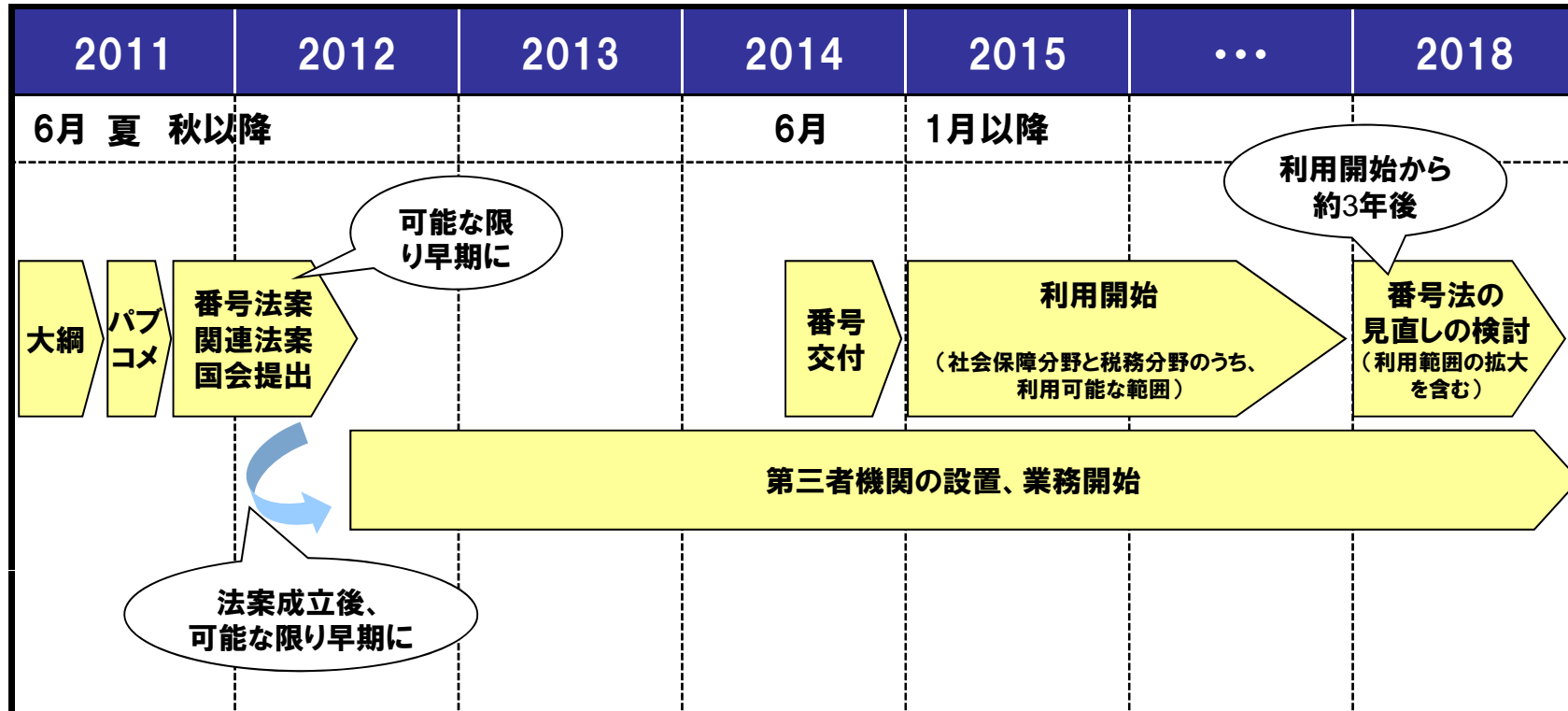
番号制度について

東京財団上席研究員 森信茂樹

番号の導入について

- 現状—社会保障・税番号大綱が公表
- 今後のスケジュール 秋以降法案を国会提出
- 詰めるべき問題点—各分野における具体的ユースはこれから
- 税務への活用—秋以降の税制調査会で議論
- 残された課題—コスト、民間利用の範囲、プライバシーへの対応

図表18



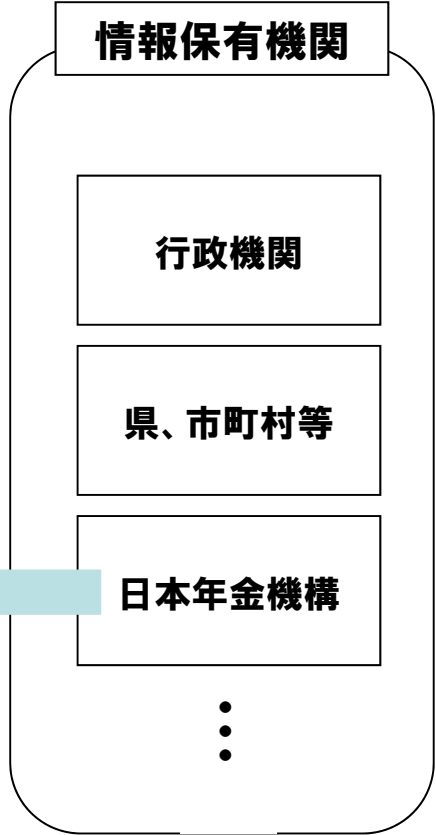
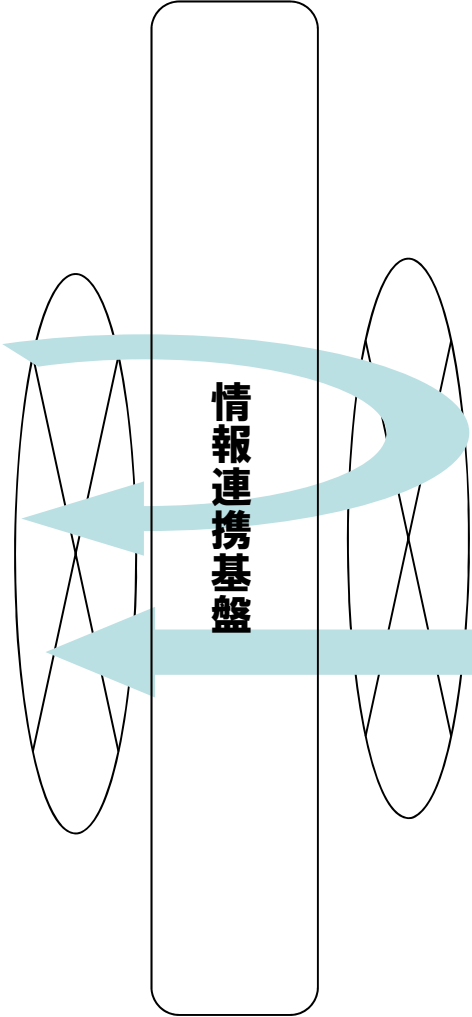
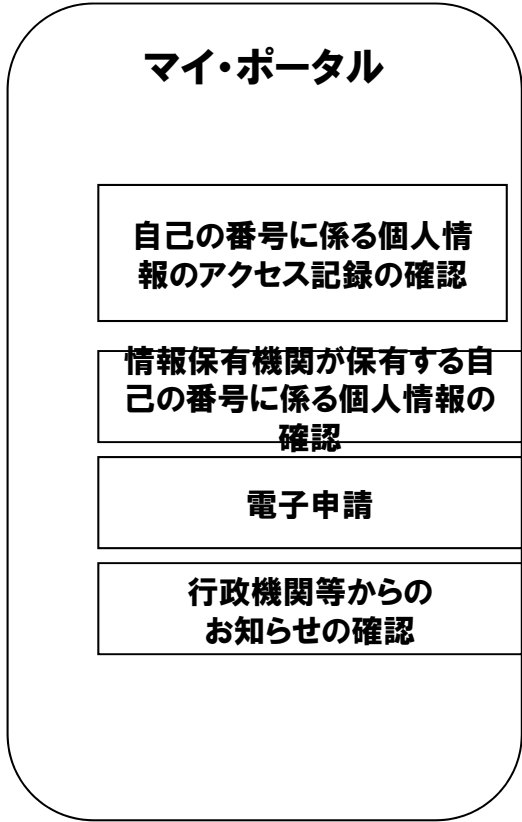
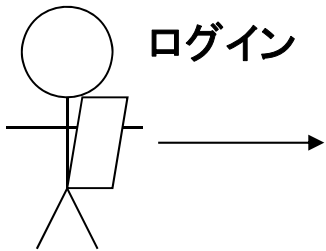
出典：社会保障・税番号大綱に基づいて作成

東京財団

政策をつくる・人を育てる・社会を変える

番号制度のイメージ

番号制度に対応したICカードが配布される



番号制度の仕組み

◎個人に

- ①**悉皆性**(住民票を有する全員に付番)
- ②**唯一無二性**(1人1番号で重複の無いように付番)
- ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な**視認性**(見える番号)
- ④**最新の基本4情報**(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている新たな「番号」(マイナンバー)を付番する仕組み。

◎法人等に上記①～③の特徴を有する「法人番号」を付番する仕組み。

①付番

②情報連携

◎**複数の機関間において、それぞれの機関ごとに「番号」やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を「番号」とは異なる符号を連携キーとして紐付けし、相互に活用する仕組み。**

- 連携される個人情報の種別やその利用事務を法令上明確化
- 情報連携に当たっては、情報連携基盤を利用することを義務付け
(※ただし、官公庁が税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く)

③本人確認

◎個人が**自分が自分であることを証明**するための仕組み

◎個人が自分の「番号」の**真正性を証明**するための仕組み。

- 現行の住民基本台帳カードを改良し、ICカードの券面とICチップに「番号」と基本4情報及び顔写真を記載したICカードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

内閣官房資料

東京財団

政策をつくる・人を育てる・社会を変える

先進諸国の番号制度比較

	スウェーデン	オランダ	オーストリア	ドイツ	アメリカ	カナダ
人口	約900万人	約1,600万人	約800万人	約8,000万人	約3億人	約3,000万人
主な番号	住民登録番号 (PIN)	市民サービス番号(BSN)	住民登録番号を基礎とするソースPIN(Source PIN) 分野別番号(ssPIN)	納税者ID番号 (税務分野)	社会保障番号(SSN)	社会保険番号(SIN)
番号の仕組み	フラットモデル	フラットモデル	セクトラルモデル	分散モデル	フラットモデル	フラットモデル
利用開始年	1947年	2007年(注1)	2004年(想定)(注2)	2009年	1936年	1964年
付番機関	国税庁	連邦内務省	データ保護委員会 (ソースPIN、分野別番号)	連邦中央税務庁	社会保障庁	人的資源・社会開発省 (HRSDC)中にあるサービスカナダ
付番根拠法	個人登録に関する法律	市民サービス番号法	電子政府法 (ソースPIN、分野別番号)	租税通則法	社会保障法	雇用保険法
番号制度の導入目的	住民登録、それに基づく行政事務・サービス執行	国、州、地方自治体の行政手続・サービスのワンストップ化	国民誰もがオンラインで行政サービスにアクセスできる選択肢の提供	税務管理の一元化による課税の公平性の確保	社会保険料の徴収、受給者管理、給付	社会保険料の徴収、受給者管理、給付
番号制度の背景、考え方	<ul style="list-style-type: none"> 番号の導入時期が早かった 政府に対する信頼が厚い 情報公開を重視する(個人情報の公開に対する許容性が高い) 	<ul style="list-style-type: none"> 政府による個人情報の一元管理に抵抗感がある 合意形成を重視する 国民の側からみると、一つの政府として機能する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 政府による個人情報の一元管理に抵抗感がある 行政のユニバーサルサービスを実現するため、電子政府を推進する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 政府による個人情報の一元管理に抵抗感がある データ保護に非常に敏感である 自治体ごとの税務管理のため、納税者の識別が困難 	<ul style="list-style-type: none"> 番号の導入時期が早かった 他に全国規模で住民を把握する制度がない データ保護は、事前規制よりは、事後的に個別対応 	<ul style="list-style-type: none"> 連邦・州政府・民間において、広く活用してきた データ保護意識が高まった データ保護は政府方針で示す
利用範囲	特に制限はない。民間を含めて幅広く利用	全行政分野で利用可能 行政機関間の情報連携時は利用が義務付けられている	ほぼすべての電子政府の分野と本人が希望する民間分野(全30分野余り)	税務	税務、年金、医療、その他社会扶助、州の社会保障給付を含め幅広い行政分野で利用	政府方針は、法令・政策上認めている範囲に利用限定
民間利用	制限はない	法律に基づく公的業務は利用可能 民-民は社会的便益を勘案のうえ個別に法整備のうえで利用可能	本人の同意があれば制限はない	税務で必要な特定の用途は可能 民-民は禁止	社会生活での本人確認、経歴・身元調査、信用履歴の収集手段として民間でも幅広く利用	本人に告知義務を課す民間利用は法定 その他の利用は、禁止しないが利用自粛が求められる

出典：金融税制・番号制度研究会が2009年に作成した資料に、筆者が加筆

注1：納税者番号は1986年に導入されている。1988年以後は社会保障分野に利用範囲を広げた(社会保障・税番号(SoFi Number))。BSNは社会保障・税番号を置き換えた番号である。

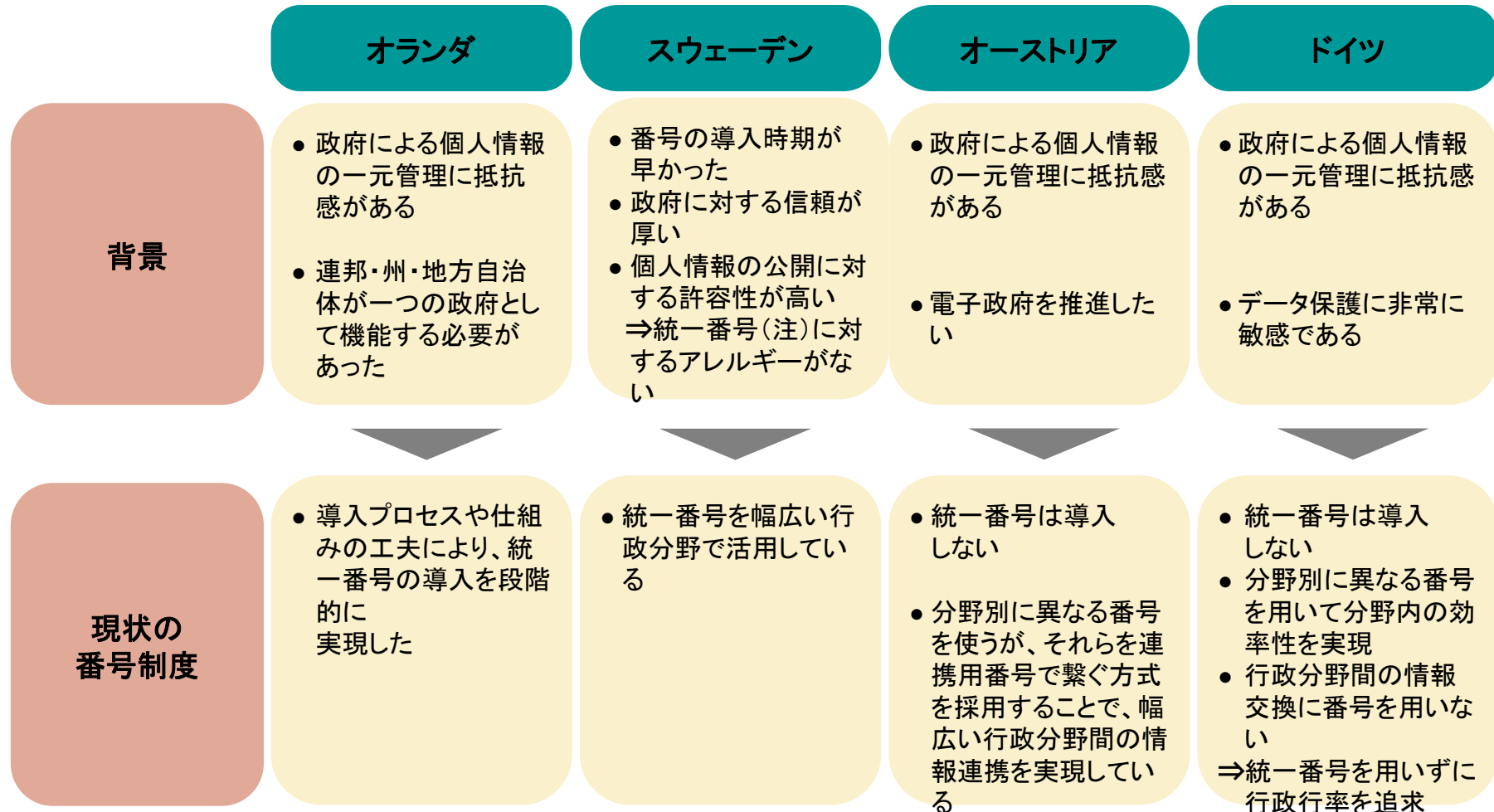
注2：電子政府法にはソースPINと分野別番号についての規定があるため、電子政府法の制定年とした。なお、住民登録番号は昔から使われている。

東京財団

政策をつくる・人を育てる・社会を変える

調査対象国の番号制度の背景と現状

各国とも、国民感情を考慮した上で、国の実情に合った制度設計や運用を行っている。
また、税務で適正な所得の把握に使うことが基本となっている。



(注)統一番号:あらゆる行政分野に共通して使われる番号のこと

(出典)2010年9月に金融税制・番号制度研究会にて実施した海外調査(以下、ヒアリング)に基づき作成

金融税制・番号制度研究会

東京財団

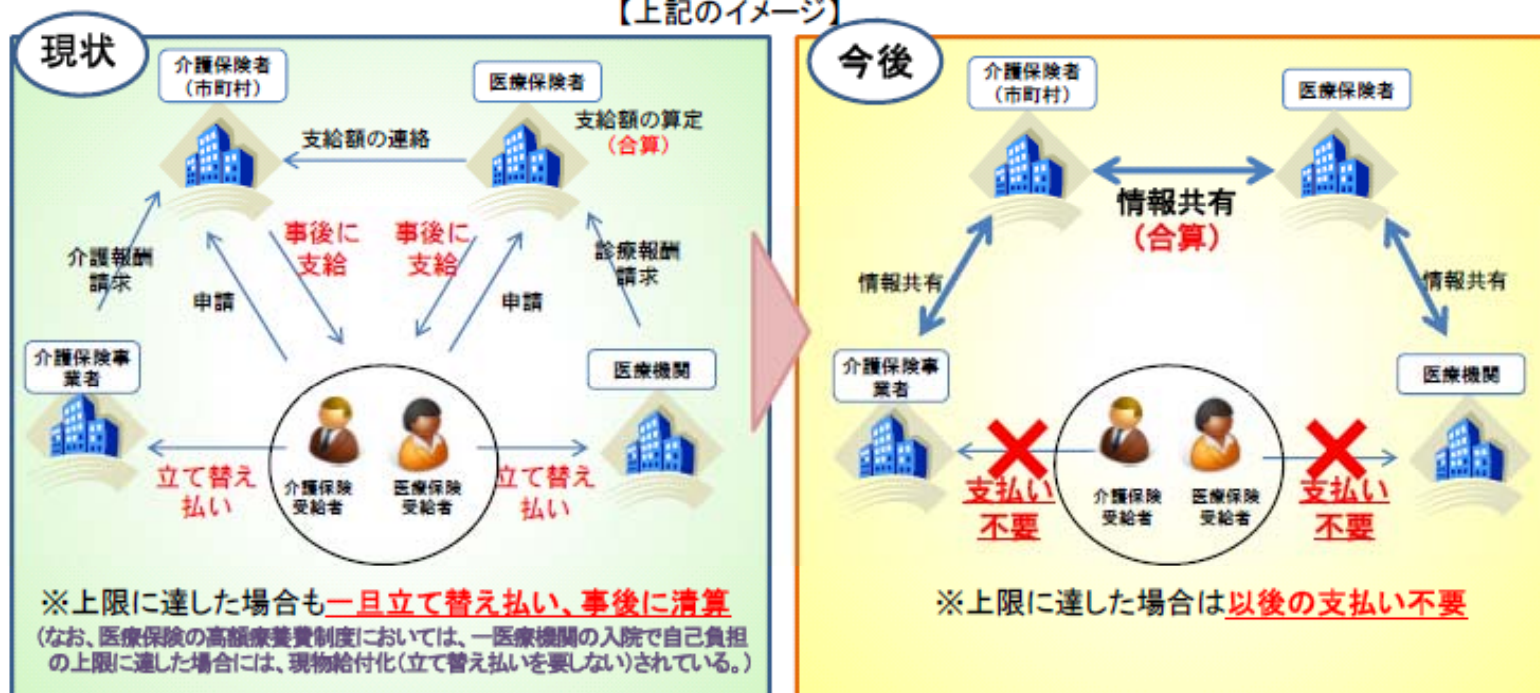
政策をつくる・人を育てる・社会を変える

図表 高額医療・高額介護合算制度の改善

高額医療・高額介護合算制度の改善

○高額医療・高額介護合算制度で自己負担の上限に達した場合、保険者と医療・介護サービス提供者間の情報連携により、立て替え払いをすることなく、以後の医療・介護サービスを受けることができる。

【上記のイメージ】



<必要な連携機関> 市町村、都道府県、医療保険者、医療・介護サービス提供者及び審査支払機関

(出典)内閣官房社会保障改革担当室
「番号制度で何が出来るようになるか」

東京財団

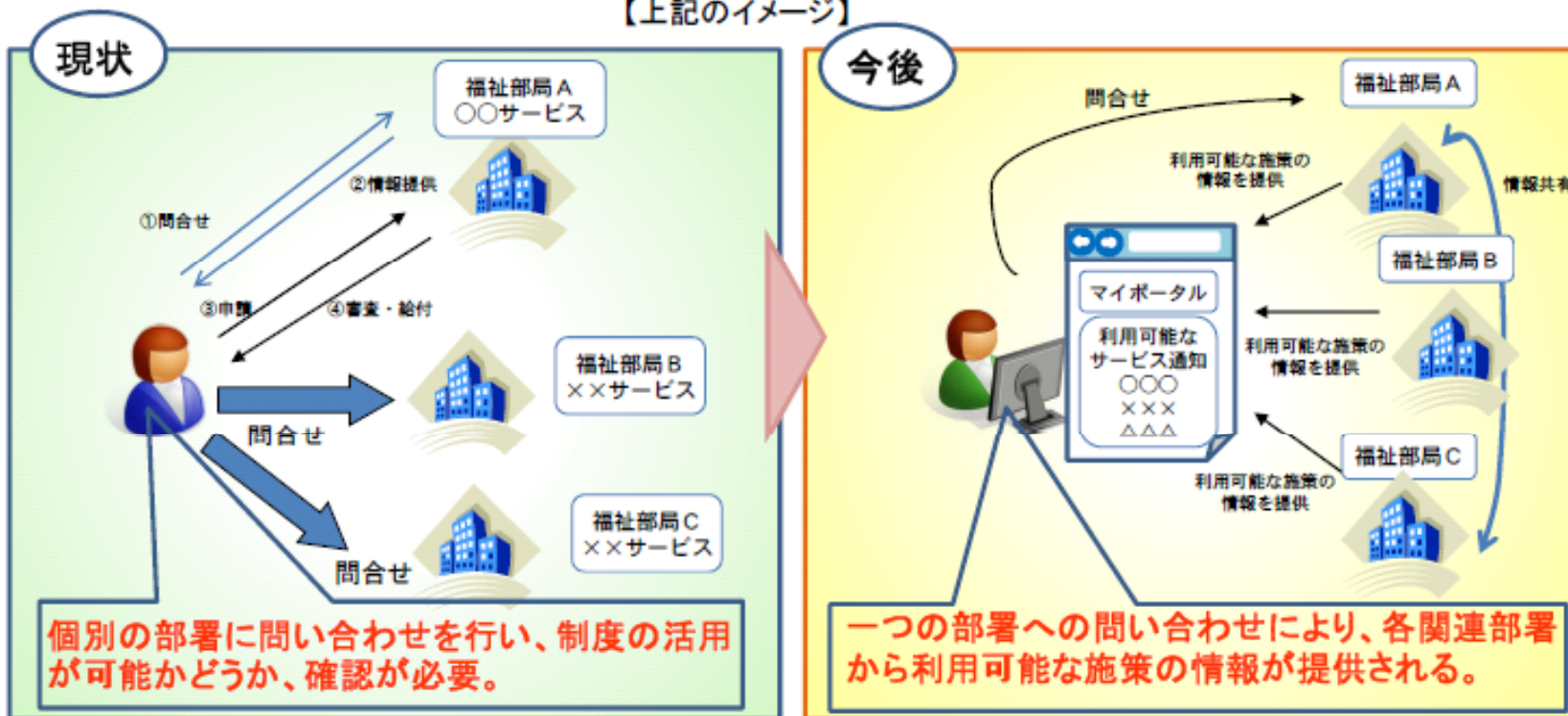
政策をつくる・人を育てる・社会を変える

図表 給付可能サービスの行政側からの通知

給付可能サービスの行政側からの通知

○障害のある方に対して、本人の同意に基づき利用可能な様々な施策の情報が提供される。

【上記のイメージ】



<必要な連携機関> 国、都道府県、市町村

(出典)内閣官房社会保障改革担当室
「番号制度で何ができるようになるか」

東京財団

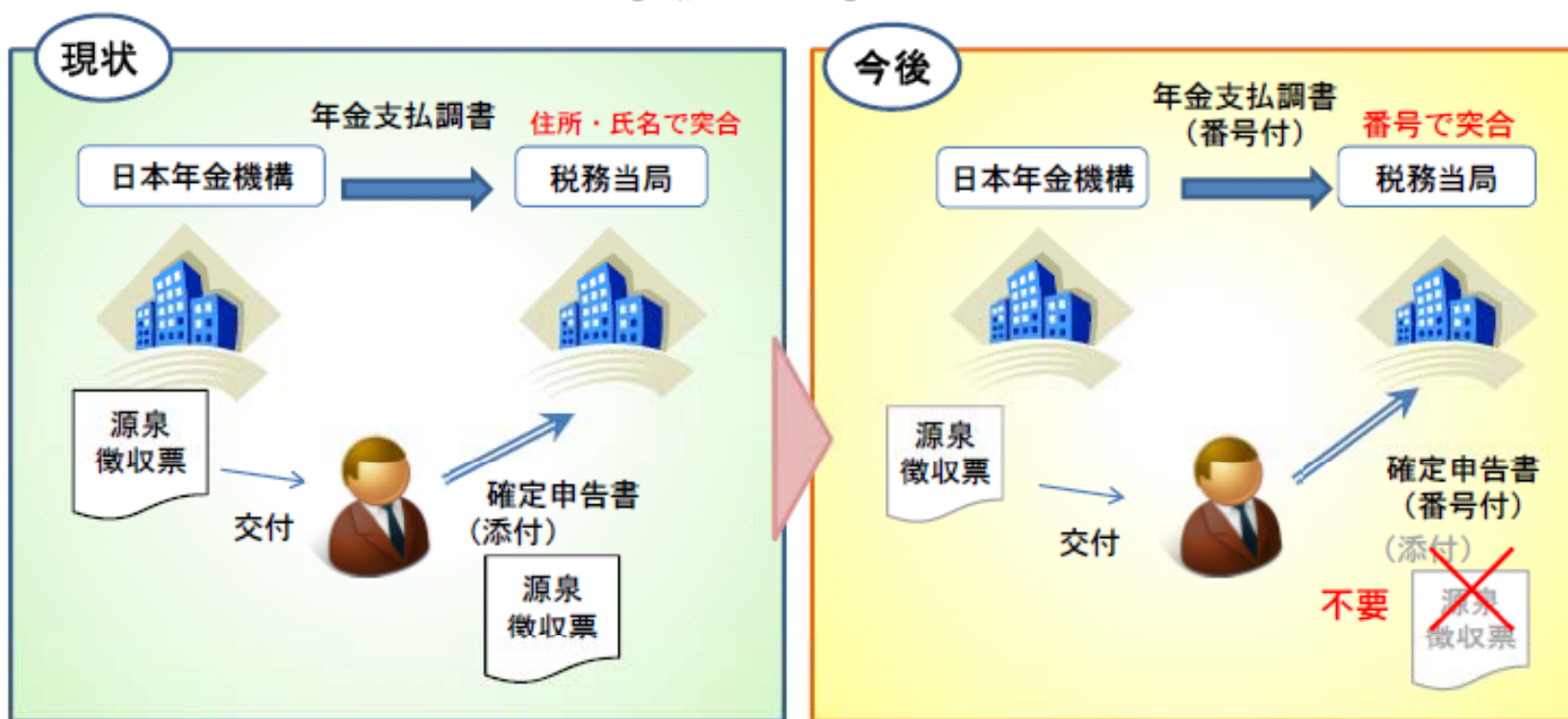
政策をつくる・人を育てる・社会を変える

図表 確定申告手続の簡略化(年金分野)

確定申告手続の簡略化

○確定申告の際に、必要な公的年金等の源泉徴収票の添付が不要となる。

【上記のイメージ】



<必要な連携機関> 国税庁、市町村、日本年金機構

(出典)内閣官房社会保障改革担当室
「番号制度で何が出来るようになるか」

東京財団

政策をつくる・人を育てる・社会を変える

図表 確定申告手続の簡略化(医療分野)

確定申告手続の簡略化

○保険医療機関・保険薬局等での医療費の自己負担額が把握できるようになれば、確定申告の医療費控除に必要な領収書等の書面による添付・保存が不要。

【上記のイメージ】



<必要な連携機関> 医療・サービス提供者、医療保険者、国税庁、市町村、都道府県

(出典)内閣官房社会保障改革担当室
「番号制度で何ができるようになるか」

東京財団

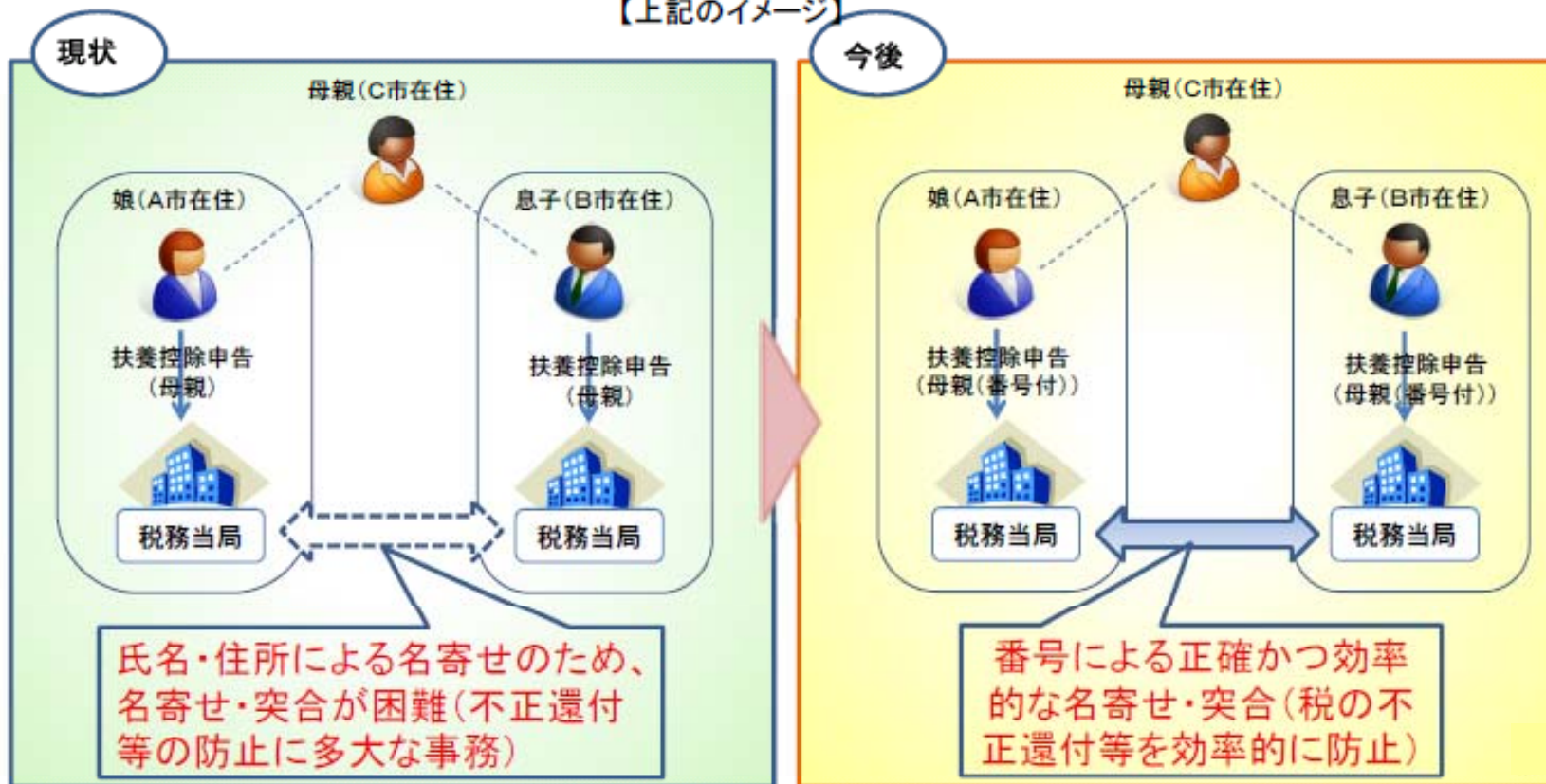
政策をつくる・人を育てる・社会を変える

図表 所得の過少申告等の防止

所得の過少申告等の防止

○税務当局が保有する各種所得情報や扶養情報について番号を用いて名寄せ・突合することにより、所得の過少申告や扶養控除のチェックが効率的にでき、税の不正還付等を防止できる。

【上記のイメージ】



(出典)内閣官房社会保障改革担当室
「番号制度で何が出来るようになるか」

東京財団

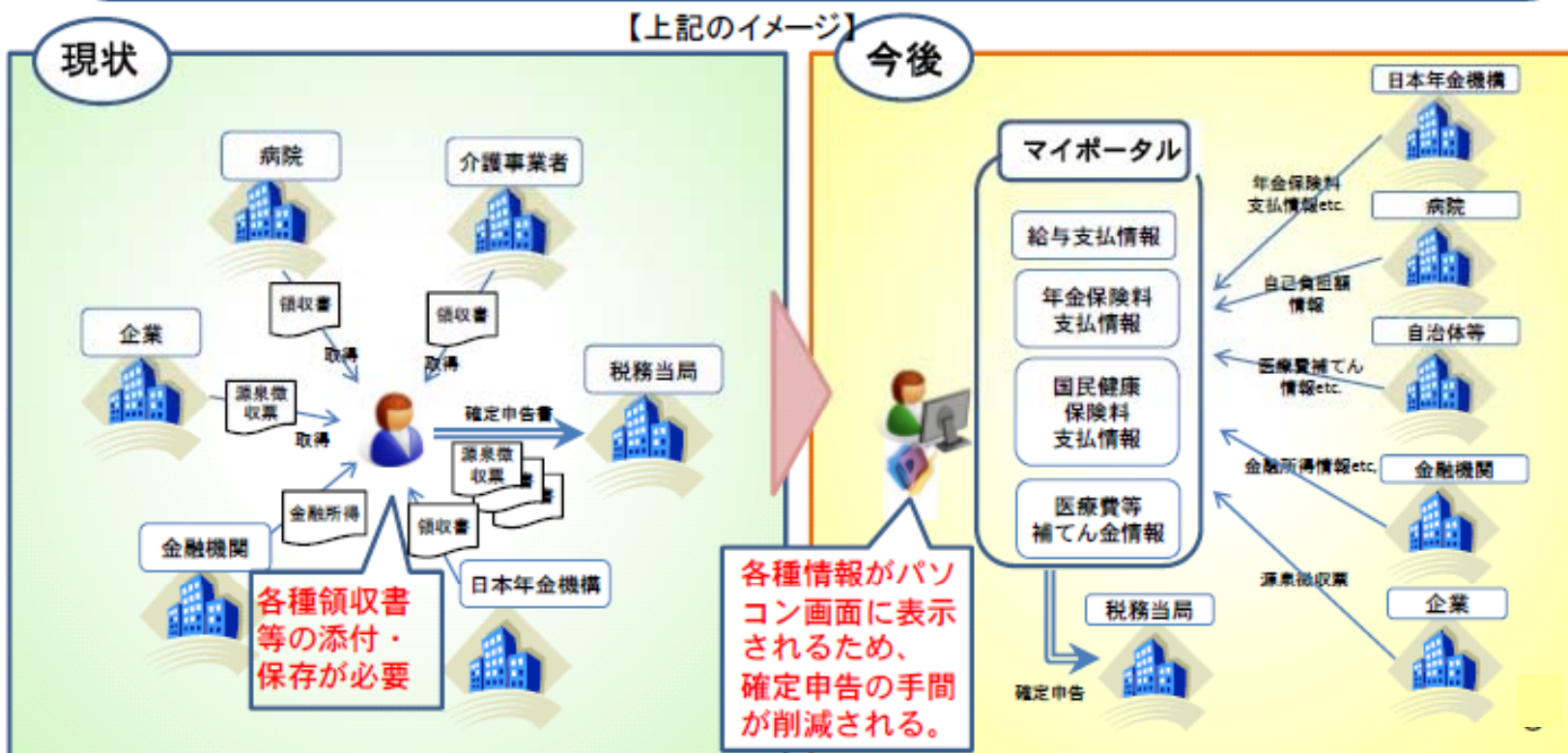
政策をつくる・人を育てる・社会を変える

図表 確定申告の際の自己情報の確認

確定申告の際の自己情報の確認

○e-TAXで確定申告を行う際、社会保険料控除の対象となる保険料や、医療費控除額の算出に必要な情報をマイポータル(仮称)(注)で確認することができる。

(注)利用者が自宅のパソコンや行政機関等に設置されたパソコンから、自己の情報や各種行政サービスを閲覧できるとともに、各種手続も行うことができる個人用のホームページのようなものを想定。



(出典)内閣官房社会保障改革担当室
「番号制度で何が出来るようになるか」

東京財団

政策をつくる・人を育てる・社会を変える

税務に活用する共通番号の検討課題

1 所得把握精度の向上とは

適正・公平な課税の実現、税務行政の高度化、効率化といった徴税側の理由だけでなく、社会保障制度の適切な運営(税と社会保障の双方の情報交換)に欠かせないインフラであり、かつ、国民利便の新たな租税政策の提供という視点に立つことが必要。他方で、適正な申告へのプレッシャー、法定調書の名寄せの効率化による所得把握の精度向上といった間接効果はあるが、クロヨンがなくなるわけではない。

2 国民受益(利益)の租税政策を打ち出すべき

(1) 税制と社会保障の一体改革ー給付付税額控除

とりわけ、消費税逆進性対策税額控除

(2) 金融所得一体課税の実現(投資家利便性の高い制度)

(3) 記入済み申告制度(pre populated tax return system)ー税務署から送付される申告書に、雇用者と金融機関等の法定調書の提出義務者から提出された給与所得と資産所得が記載、納税者はチェックしサインして送り返すという簡素な制度。

(4) e-tax と組み合わせた自主申告制度の導入

(5) 実額控除による様々な政策税制の可能性

「番号制度」を税務面で利用する場合のイメージ

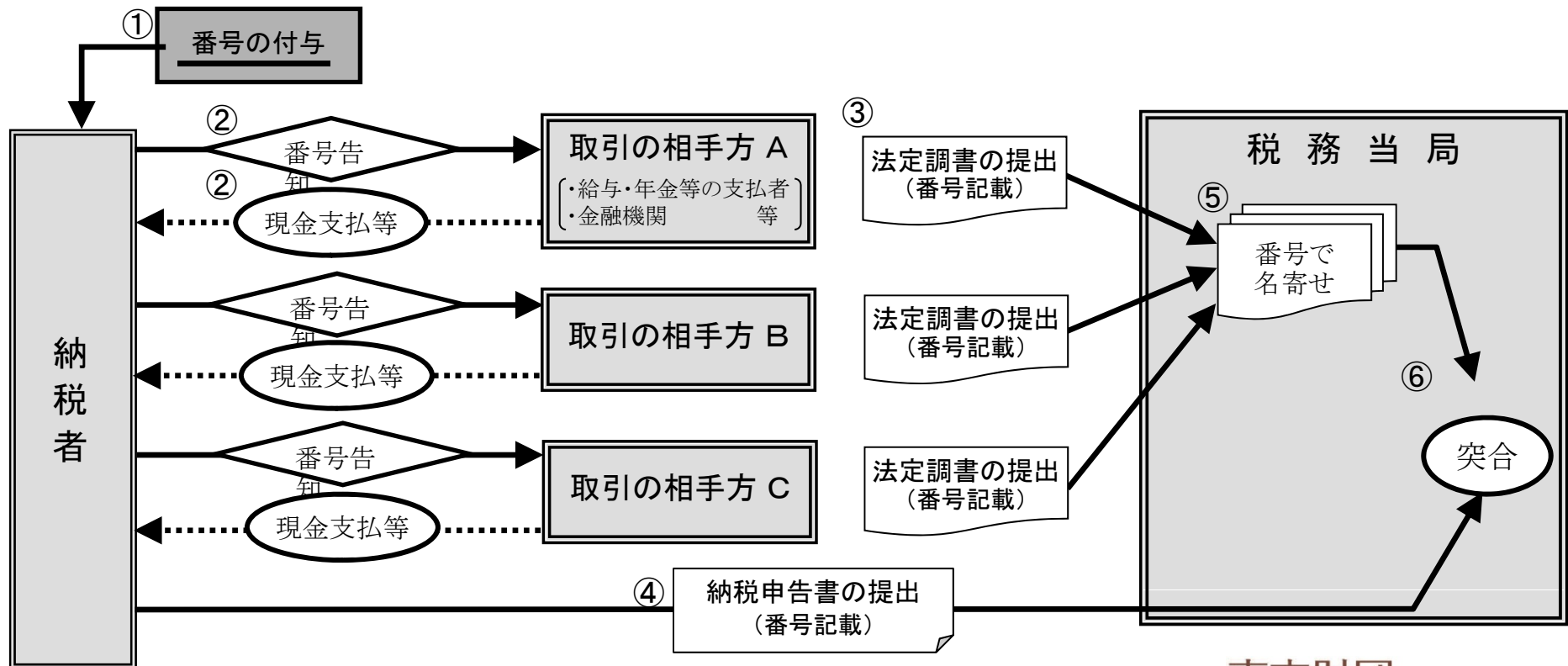
税務面における「番号制度」とは、国民一人一人に一つの番号を付与し、

(1) 各種の取引に際して、納税者が取引の相手方に番号を「告知」すること

(2) 取引の相手方が税務当局に提出する資料情報(法定調書)及び納税者が税務当局に提出する納税申告書に番号を「記載」すること

を義務付ける仕組みである。

これにより、税務当局が、納税申告書の情報と、取引の相手方から提出される資料情報を、その番号をキーとして集中的に名寄せ・突合できるようになり、納税者の所得情報をよりの確に把握することが可能となる。



東京財団

政策をつくる・人を育てる・社会を変える

法定調書の現状

＜現行の法定調書の提出枚数(上位10種)＞

順位	区 分	主な提出義務者	提出枚数(枚)
1	オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書	証券会社	10,007万
2	配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書	株式会社	7,797万
3	公的年金等の源泉徴収票	社会保険庁	3,582万
4	特定口座年間取引報告書	金融商品取引業者	2,549万
5	先物取引に関する支払調書	証券会社	2,266万
6	給与所得の源泉徴収票	給与等の支払者	1,913万
7	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	報酬、料金等の支払者	1,511万
8	生命保険契約等の一時金の支払調書	生命保険会社	940万
9	生命保険契約等の年金の支払調書	生命保険会社	851万
10	不動産の使用料等の支払調書	不動産を賃借する法人等	561万
全種類の法定調書の合計			3億5,010万

(注)国税庁調べ(平成21年7月から22年6月までの計)。なお、現行の法定調書は54種類。

＜現行の法定調書の提出者数(上位3区分)＞

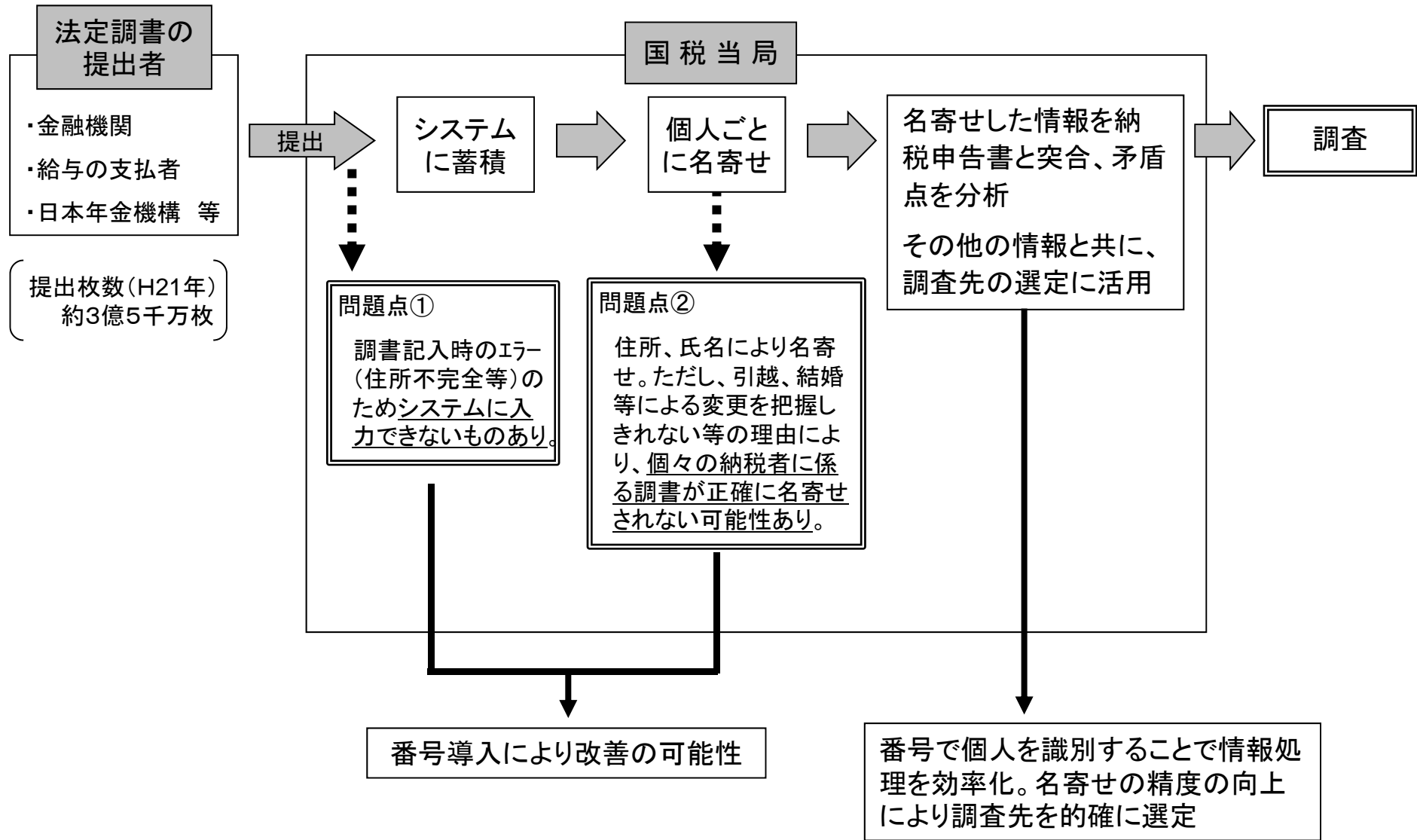
区分	提出すべき者	提出者数
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	報酬、料金等の支払者	234万
給与所得の源泉徴収票	給与等の支払者	216万
不動産の使用料等の支払調書	不動産を賃借する法人等	124万

(注)国税庁調べ(平成21年7月から22年6月までの計)。なお、提出者数については、給与の支払事務が支店単位で行われている場合には、本店と支店の延べ件数となっていることに留意。

東京財団

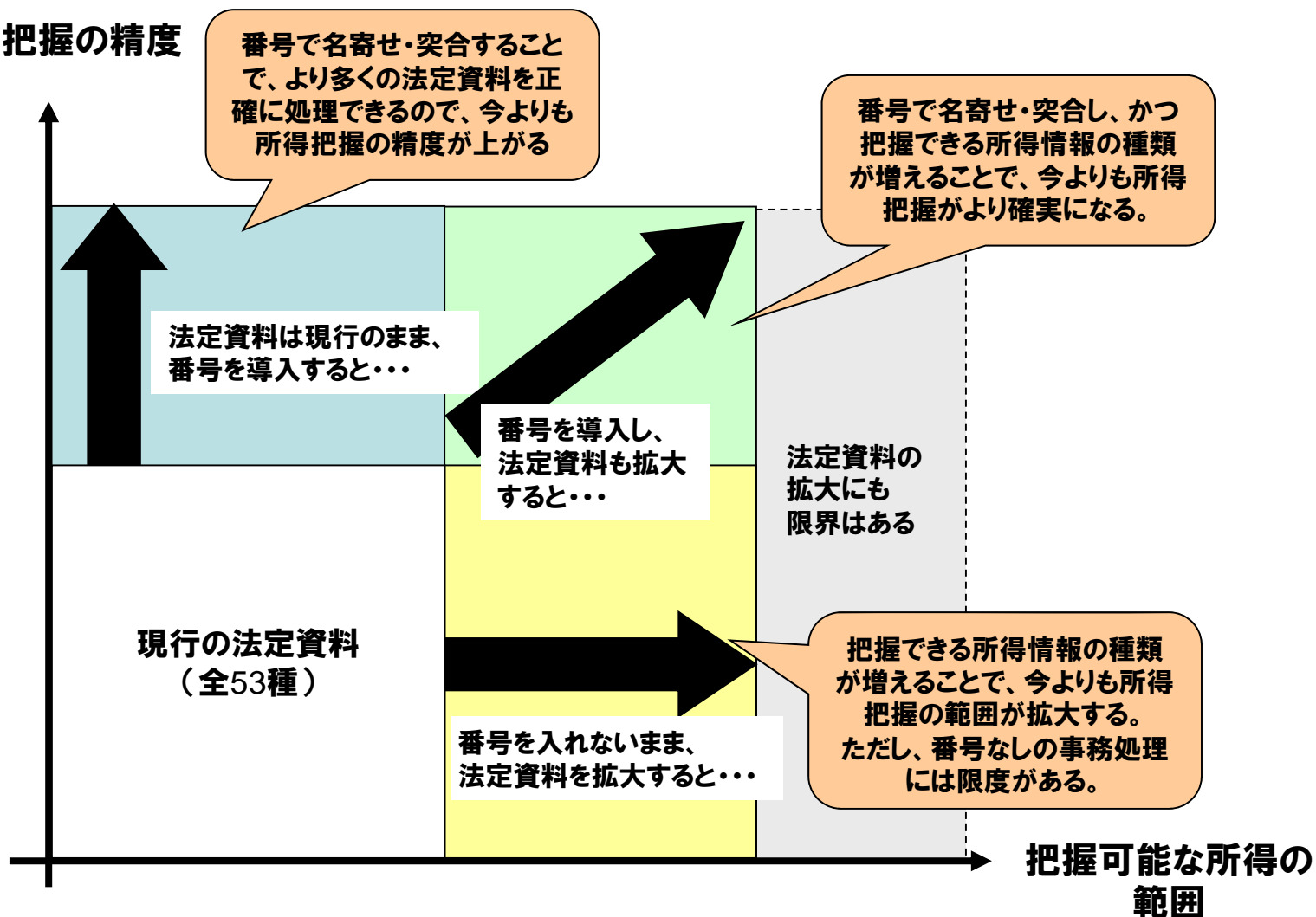
政策をつくる・人を育てる・社会を変える

法定調書の活用(現行)と問題点

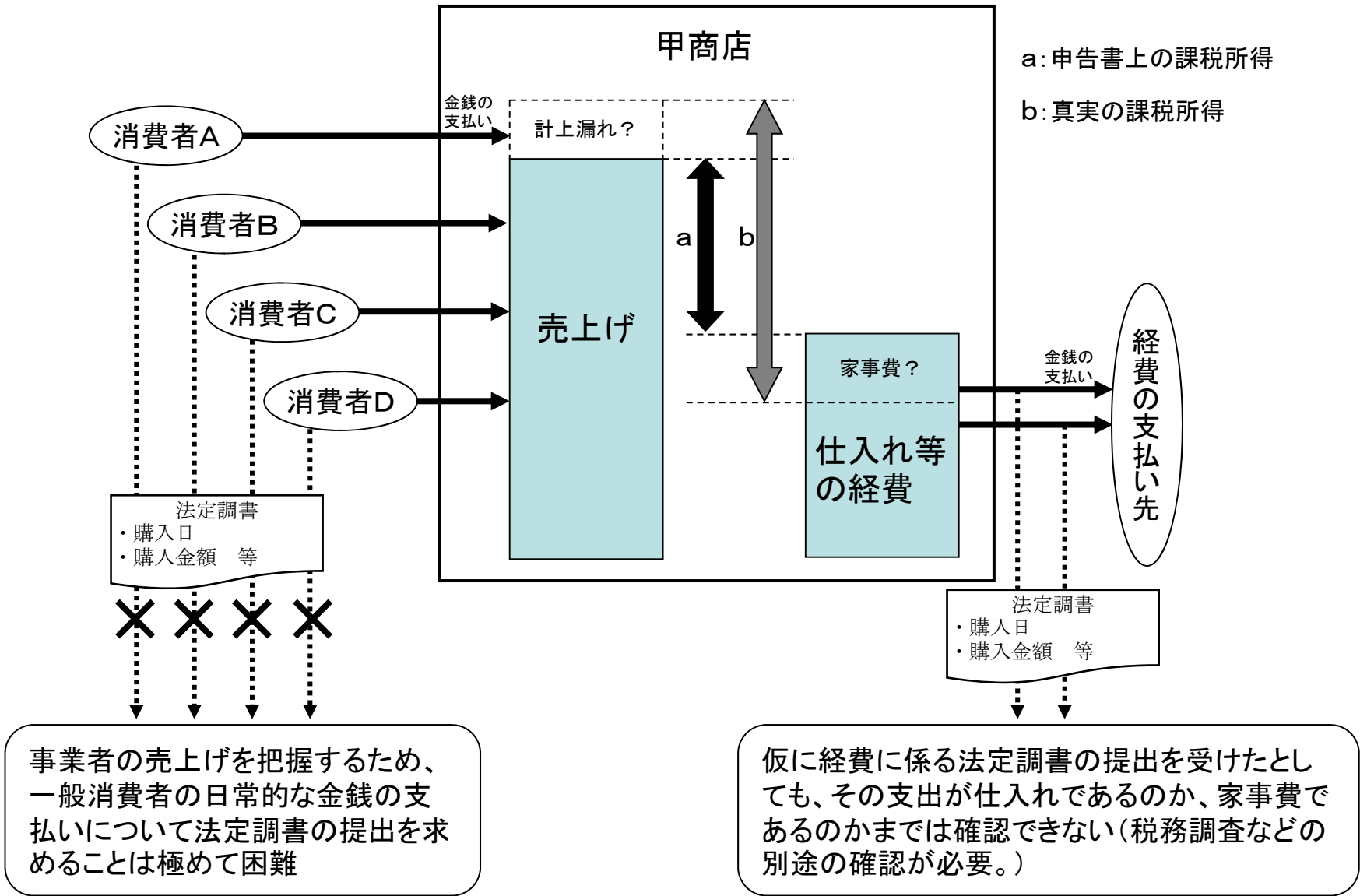


番号と所得把握

所得把握の精度



法定調書の拡充と事業所得の情報把握の関係



事業者の売上げを把握するため、一般消費者の日常的な金銭の支払いについて法定調書の提出を求めることは極めて困難

仮に経費に係る法定調書の提出を受けたとしても、その支出が仕入れであるのか、家事費であるのかまでは確認できない(税務調査などの別途の確認が必要。)

諸外国の資料情報制度(個人)

		日本	アメリカ	イギリス ^(注3)	フランス	スウェーデン
フロー	金融所得	利子	× ^(注1)	○	○	○
		配当	○	○	○	○
		株式譲渡	○	○	○	○ ^(注4)
	事業所得	×	×	×	×	×
	給与所得	○	○	○	○	○
	不動産譲渡	○	○	○	○	○ ^(注4)
	国内送金、預金の入出金	×	○	×	×	不明
	海外送金	○	○	×	△ ^(注2)	不明
ストック	金融資産	預貯金口座開設	×	△ ^(注2)	×	× ^(注5)
		株式保有	×	×	○	
	不動産	×	×	×	×	
	貴金属	×	×	×	×	
	海外資産	×	○	○	○	

出典:OECD “Tax Administration in OECD and Selected Non-OECD Countries: Comparative Information Series”ヒアリングに基づき作成

注1:源泉分離課税、注2:但し、記録保存義務あり。当局から要請があれば開示。

注3:イギリスにおいては、法定資料提出義務者は、税務当局の求めに応じて、法定資料を提出しなければならない。

注4:報告対象はいずれも売却価格である。

注5:2008年を最後に富裕税が廃止されたことから、貯蓄残高等、従来報告対象とされていた情報の提出義務がなくなった。

東京財団

政策をつくる・人を育てる・社会を変える

納税者番号制度導入によって可能となる国民受益の政策①

提言1 給付付き税額控除－税制と社会保障の一体改革

一定の所得以上の勤労所得のある個人あるいは世帯に対して一定額の税額控除を与え、控除し切れない額は還付(社会保障給付)する仕組み。所得が増加するにつれて税額控除額は逡減し、一定の所得額に達すると廃止される。勤労税額控除(EITC)、児童税額控除(CTC)、消費税逆進性対策税額控除等の類型がある。

⇒以下にみられるように、現下の社会情勢の変化を踏まえ給付付き税額控除の導入への期待は高まっている。番号制度はそのインフラとして重要。

●政府税制調査会答申(09年12月)

「所得再分配機能を高めていくために、「給付付き税額控除」の導入も考えられます。これは税額控除を基本として、控除額が所得税額を上回る場合には、控除しきれない額を現金で給付するといった制度です。給付とほぼ同じ効果を有する税額控除を基本とすることから、手当と同様に、相対的に低所得者に有利な制度です。給付付き税額控除は多くの先進国で既に導入されています。

我が国で導入する場合には、所得把握のための番号制度等を前提に、関連する社会保障制度の見直しと併せて検討を進めます。以上で述べた税額控除・給付付き税額控除と手当などの社会保障政策のベストミックスで「支え合う」社会を構築していきます。」

なお、消費税のところで、「『給付付き税額控除』の仕組みの中で逆進性対策を行うことを検討していきます。」と記述

納税者番号制度導入によって可能となる国民受益の政策②

提言2 金融所得一体課税と資産形成支援税制の導入

- 投資の時代にふさわしい税制として、株式譲渡所得・配当所得・利子所得を一体化(分離課税、同一税率、損益通算)することが政府の方針となっている。
- 将来的には、金融所得一体化を踏まえた自助努力による資産形成を支援する税制(拠出時課税・給付時非課税、日本版ロスIRA)も検討課題である。このような税制を導入するには、非課税口座が一人一口座であることを確認するために番号制度が不可欠である。

提言3 記入済み申告制度(pre populated tax return system)

- 税務当局が番号を通じてあらかじめ把握している資料情報を、納税者の申告書に記載し、納税者がその内容を確認することで申告を終了させる仕組みの導入は、納税者の申告書作成負担を緩和し、間違いや申告漏れを防ぎコンプライアンスの向上が図れる。
- 医療費控除を受ける者や給与収入等が2千万円を超えたりする者は確定申告をしなければならぬが、本制度の導入により大幅に簡素化される。
- 北欧諸国、フランス、スペイン、オランダ等、15ヶ国で導入済み。

(参考)スウェーデンの記入済み申告書(イメージ)

収入		課税所得	228110	資本所得(損益通算)	
給与	225800			資本所得	+
医療給付	2310			5954	
	=			資本所得からの控除	-
	228110			19400	
資本所得		地方税		+ 58065	=
利子	3800	不動産税		1344662	
配当	2154	年金保険料		+ 16100	
	=	教会税		+ 2021	
	5954	墓地税		+ 137	
資本所得からの控除		年金保険料控除		- 16100	
譲渡損	10900	勤労税額控除		- 12026	
借入金利	8500	キャピタルロス控除		- 4033	
	=	課税額合計		= 50526	
	19400	源泉徴収税額		- 53881	
⋮		還付額		= 3355	
⋮					
源泉徴収税額	53881				
⋮					

(出所:スウェーデン国税庁からのヒアリングの際に入手した記入済み申告書サンプルより作成)

東京財団

政策をつくる・人を育てる・社会を変える

納税者番号制度導入によって可能となる国民受益の政策③

提言4 e-Tax と組み合わせた自主申告制度の導入

- わが国の現行制度である、源泉徴収と年末調整の組み合わせは、納税者、税務当局双方の負担を軽減する効率的な制度であるが、年末調整を行う会社に、多大の事務負担をかけ、また、社員の配偶者の所得等家族に関する情報の把握に伴うプライバシーの問題を引き起こしている。
- 自らの税額を申告により確定する自主申告制度を選択的に導入すれば、納税者意識の高揚をもたらし、社会への参加意識を高め、タックスペイヤーとして税金の使途を監視する目を養い、民主主義の原点につながる効果をもたらす。
- その際問題となる税務当局や納税者自身の事務負担の増加については、納税者番号とe-Tax(電子申告制度)を組み合わせることにより解決が図られる。
- すでに、平成23年度税制改革において、給与所得控除の引き下げや特定支出控除の拡大が図られ、一歩ずつ進みつつあるともいえる。

提言5 実額控除による政策税制の導入

- 実額控除を導入すれば、米国や英国・フランスで導入されている、ベビー・シッター代など子育てに必要な経費を実額控除できるような少子化対策税制や、高等教育に通う場合の学費を実額で控除させる人的資本を向上させる税制の導入が可能となる。

番号の民間利用について

【一般的な「民間利用」】

- ① 法定調書への番号の記載といった税務における番号の利用
- ② 窓口での本人確認等、法律上、金融機関に課せられる事務における番号の利用
- ③ 金融商品の勧誘・販売といった営業目的に番号を利用する場合

様々なバリエーションがあるのを一括りにして、プライバシー上の懸念から議論

そいつで...

【当研究会における整理】

〔認められるもの〕

- ① 法定調書への番号の記載といった税務における番号の利用

⇒ 法律に根拠がある利用は当然認められる

- ② 窓口での本人確認等、法律上金融機関に課せられる事務における番号の利用

⇒ どの事務における利用が認められるかは立法措置によって決める(ホワイトリスト的アプローチ)

国民の利便性を高める観点から認められるもの

〔認められない〕

- ③ 金融商品の勧誘・販売といった営業目的に番号を利用する場合

金融税制・番号制度研究会

東京財団

政策をつくる・人を育てる・社会を変える